

特別委員会の動き

善行土地取得問題

中間報告まとまる

善行地区における地域コミュニティ活動 事業用地取得に関する調査特別委員会

善行地区における地域コミュニティ活動(以下「自治連」といふ)の活動事業用地取得に関する調査特別委員会は、十一月四日、十八日、二十八日、十二月九日、平成二十四年一月十日に開催された。十一月四日、十八日の委員会では、それぞれ六人の証人を喚問して審査等を行い、二十八日、十二月九日は中間報告をとりまとめ、一月十日は証人の出頭要求等についても協議した。中間報告以降もさらに調査すべき項目が残っていることから、できる限り早期に事実を解明し、最終報告をまとめる。

この点に関し、前副市長は「平成二十年七月時点で確認した土地と陳情の土地が同一なのは偶然」で「土地取得は陳情を受けて検討を始めた」としていたが、最終的に「陳情とは関係なく取得を考えた」、「陳情も(取得の)一つの要素にすぎない」とし、陳情提出前日、市長に対し「七月に見た土地ではないかと説明した」旨の証言を行った。

一方、前市民自治部長は「土地の特定は九月十九日である」と証言しているが、二十年七月時点で市及び土地開発公社(以下「土地公社」という)に公図の写し等の関係書類がそろっていた事実や、他の複数の証言からも、同年七月から八月の時期に、本件土地を市民農園として取得することを決めていたと判断できる。

また、同年十月三十一日に土地を特定する場が持たれたとする別の証言は、陳情への回答日の同年十一月十一日の直近まで場所の特定がされた形を作れなかった可能性を示唆している。

以上のことから、二十年九月十八日の陳情提出後の九月二十二日に、土地を特定した地図が経済部に送付された事実からだけでは、その間の土曜日と日曜日を除いた九月十九日が土地を特定した日とは判断できず、陳情とは関係なく土地が特

定されたと考えるのが至当である。さらに、善行地区住民の総意でない何らかの理由により、前土地所有者、地元の前市議、市、自治連会長等本件関係者の特段の都合をもって本件土地が特定され、購入に至ったことは明らかである。

3 取得の必要性及び市の関与について
市長は「本件土地は大変駅に近く開発される、緊急性というより必要性を強く感じた」と証言しているが、取得に関する内容を記載した文書は存在せず、出席者の証言も食い違っている。

また、取得の根拠となる陳情は善行地区住民の総意ではなかったことや、取得の必要性、緊急性も見当たらず、当初より取得ありきで進められた案件であり、本件土地の取得は不当であったと判断する。

6 本件土地の取得価格の妥当性について
本件土地については、十五年五月二日に、前土地所有者が三千万円で取得した。また、地元の前市議が陳情の場に自治連役員を案内した事実から、その介入により取得決定が早まったことも想定される。

また、本件の発生原因に、市の意思決定過程の不透明さや意見を言えない職場環境の存在等、組織や職員間境界の意識疎通の問題が指摘された。一方、本件土地を設置し、調査を行うことへの住民監査請求に関し、独がより正確な事実解明につなげるべきと認められる。今後、議会は二元代表制の一翼を担い、市民の期待に応えられる機関として、行政の監視・チェック機能を強化していく。

4 取得の緊急性について
本件土地の隣接地は民間では取得したい生産緑地であり、加えて無道路地

5 本件土地取得に関する判断
本件土地は、生産緑地に囲まれた無道路地で、市民農園としての利用には適さず、利便性も悪く、単独で利用価値がないと考える。

7 議会への説明、対応等について
本件は、二十一年九月定例会において疑義が指摘されるまで市側からの説明や報告はなかった。その後、開催された連合審査会等における審査の際も、市側は不誠実な対応に終始した。

8 告発について
本委員会での証人の証言が二転三転し、証人間の証言も大きく相違し、真実を証言しようとする姿勢が見受けられない証人すらいたことから、最終的に告発も視野に入れ、厳格に対処していかなければならない。

また、本件の発生原因に、市の意思決定過程の不透明さや意見を言えない職場環境の存在等、組織や職員間境界の意識疎通の問題が指摘された。一方、本件土地を設置し、調査を行うことへの住民監査請求に関し、独がより正確な事実解明につなげるべきと認められる。今後、議会は二元代表制の一翼を担い、市民の期待に応えられる機関として、行政の監視・チェック機能を強化していく。

2 土地の特定と取得決定の時期について
本件土地の特定については、委員会審査において多くの時間が割かれたが、土地特定の時期や特定方法等

1 住民総意について
市は本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得するため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得するため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

これまでの委員会の開催状況

回数	開催日	主な調査の概要
第1回	平成23年7月27日	・委員長・副委員長の互選について ・会議の運営について
第2回	8月10日	・証人尋問(8人)
第3回	8月24日	・証人尋問(11人)
第4回	8月29日	・会議の運営について
第5回	9月12日	・証人尋問(6人)
第6回	9月21日	・会議の運営について
第7回	10月6日	・証人尋問(7人)
第8回	10月21日	・会議の運営について
第9回	11月4日	・証人尋問(6人)
第10回	11月18日	・証人尋問(6人)
第11回	11月28日	・中間報告(案)について
第12回	12月9日	・中間報告(案)について
第13回	平成24年1月10日	・会議の運営について

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

1 住民総意について
市は本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得するため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

テーマ型事業仕分けを試行

行政改革等特別委員会

行政改革等特別委員会は、十一月十五日に開催され、藤沢市行政改革の推進について審査した。

この日の委員会では、平成二十三年度「藤沢市事業仕分け」の結果及び市方針「計画の内容(概要)」について、「藤沢市地域経営の創造的生産性向上改革の基

本件土地の隣接地は民間では取得したい生産緑地であり、加えて無道路地

6 本件土地の取得価格の妥当性について
本件土地については、十五年五月二日に、前土地所有者が三千万円で取得した。また、地元の前市議が陳情の場に自治連役員を案内した事実から、その介入により取得決定が早まったことも想定される。

7 議会への説明、対応等について
本件は、二十一年九月定例会において疑義が指摘されるまで市側からの説明や報告はなかった。その後、開催された連合審査会等における審査の際も、市側は不誠実な対応に終始した。

8 告発について
本委員会での証人の証言が二転三転し、証人間の証言も大きく相違し、真実を証言しようとする姿勢が見受けられない証人すらいたことから、最終的に告発も視野に入れ、厳格に対処していかなければならない。

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

1 住民総意について
市は本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

1 住民総意について
市は本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○現時点における委員会としての判断
現時点では、本件土地の購入理由として、平成二十年九月十八日に、善行地区自治会連

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議

○調査事項における改善点について
土地公社は、土地価格が高騰していた時代に、事業用地を先行取得のため設置されたが、昨今、土地の先行取得の必要性が問われている。加えて、議会の議